

様

健康保険の改善についてのアンケート

日ごろの皆さまのご活躍に心より敬意を表します。

この度は、医療保険制度の問題について、医療や介護の問題に関心の高い皆さまのご見解をうかがいたくご質問させていただく次第です。アンケートへご回答くださるようご協力をお願いいたします。

私たち「NPO 法人医療を考える会」では、病気の回復や健康の維持に効果のある鍼灸師や按摩マッサージ指圧師の治療が、健康保険で気兼ねなく受けられるようにしたいものと強く希望しております。しかし現状は、これらの治療が健康保険制度の外に置かれており、私たちがこの病状は、鍼灸の治療がよい、按摩マッサージ指圧師の治療がよいと思うときでもなかなか受診できないのが実態です。

鍼灸治療やあん摩などの治療は、中国大陸から日本に伝えられて千数百年になります。日本の風土、日本人の体質に合わせて独自の工夫がされて、健康回復及び増進に利用されてきましたことは皆さまもご存知のことと思います。

伝統医療の活用は世界的な流れです

WHO では、各国の実態に応じて伝統医療を普及していく必要のあることを何回も勧告していますし、1996 年の「鍼灸治療の適応症リスト」49 疾患についての見解を公表しています。また、アメリカでは鍼灸マッサージ治療などを含め CAM（代替・補完医療）として研究をすすめ、1998 年に NCCAN（米国補完代替医療センター）が設立され、その予算は 2006 年で 1 億 2000 万ドルになっています。

さらにイギリスでは、1991 年保険省が「開業医は補完医療の治療家を自己の医院で雇用してもよい、その費用は国の保険でまかなう」という決定を行っています。オランダでははり治療はホメオパシーとともに最も利用される代替医療であり、オーストラリア、ニュージーランドでも関心がたかまり、利用が広がる治療法となっています。

経済的にも普及が考えられるべき医療です

鍼灸師の治療や按摩マッサージ指圧師の治療は、特別な設備や高価な機器を必要としない治療ですから、経済的にも普及が考えられるべき医療です。私たち一人ひりが治療を必要とするとき、健康保険証を示せば受診できるように、医療保険制度の改善を願っておりますが、皆さまのご見解をうかがいたいと思いご質問させていただきます。

1 鍼灸師の治療や按摩マッサージ指圧師の治療を医療の一分野として、医療保

険に取り入れる制度の改善について

現在の制度では、鍼灸師の治療や按摩マッサージ指圧師の治療を基本的に医療保険の外におき、患者が必要とする場合でもなかなか受けられない医療とされています。

高齢化がすすみ、慢性疾患や老化への対応が問題となっている現在、自然治癒力を高

める治療として国民の信頼を得ており、国際的に治療効果が評価されているはり灸治療や按摩マッサージ指圧師の治療を、医療保険に取り入れるよう制度を改善すべきだと考えますがこの点につきご意見をお聞かせください。

- ①制度を改善すべきである。 ②改善にむけ調査をすすめる必要がある。
- ③現状の取り扱いでよい。

2 健康保険で利用しやすいようにする、行政指導の改善を

現状は、鍼灸治療や按摩マッサージ指圧師の治療は、療養費の支給として健康保険により例外的に受診できる取り扱いですが、あまりにも制約が多すぎて受診が妨げられています。

療養費の支給は厚生労働省の通知、行政指導で行われており、すぐに改善できる問題があります。行政指導の改善が必要と考えられる次の事項につきご見解をお聞かせ下さい。

1) 医師との併給を禁止している行政指導を改める。

健康保険により鍼灸治療を受けた場合は、医師の治療は受けられない取り扱いにされています。医師の診断や助言を十分評価し、患者の希望にもとづき、医師の治療も鍼灸マッサージ治療も受けられるように改善が望まれますがこの点につきご意見をお聞かせ下さい。

- ①改善が必要 ②現状の取扱いでよい ご見解、ご意見をお聞かせください。

2) 鍼灸治療の保険適用を広げる行政指導を

現在、健康保険により鍼灸治療が受けられるのは、神経痛、リュウマチ、五十肩、頸肩腕症候群、頸椎捻挫後遺症、腰痛の6疾患に限られています。患者からみますとあまりにも不合理な制限です。WHOの見解などを参考に、健康保険で受けられる疾患を拡充する改善が望まれます。慢性疾患の治療や高齢者の健康維持に鍼灸治療が活用できるように、保険適用の疾患を広げる行政指導の改善が求められますが、この点につきご意見をお聞かせください。

- ①改善が必要 ②現状の取扱いでよい ご見解、ご意見をお聞かせください。

3) 按摩マッサージ指圧師の治療の保険適用を広げる行政指導を

按摩マッサージ指圧師の治療を健康保険で受けられる場合は、四肢の麻痺あるいは関節の拘縮がある場合に限定されています。按摩マッサージ指圧師の治療は、疼痛や浮腫の緩和など慢性疾患の方の体調改善に効果を表します。

慢性疾患の治療に利用できるよう、患者の要望より医師が治療を必要と認めた疾病では、保険適用とするよう行政指導を改める事が望まれますが、この点につ

きご意見をお聞かせ下さい。

①改善が必要 ②現状の取扱いでよい ご見解。ご意見をお聞かせください。

4) 同意書が提出されるよう行政指導を

医師の同意書について。鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧師の治療を健康保険で受けるときは医師の同意書が必要ですが、患者が同意書を希望した場合は、同意書が提出されるよう行政指導を改める事が望まれますが、この点についてご意見をお聞かせください。

①改善が必要 ②現状の取扱いでよい ご見解、ご意見をお聞かせください。

5) 支払いの差別をする行政指導の改善を

療養費はいったん患者が支払う制度です。しかし同じ療養費の支払いでも患者の便宜を考え、整骨院では実施されていません。鍼灸師、按摩マッサージ指圧師の治療を受ける場合だけは、不自由な支払い方法を強要して、一部保険者は、患者の委任払いを拒否しています。委任払いの拒否を止めさせる行政指導が必要ですが、この点につきご意見をお聞かせください。

①改善が必要 ②現状の取扱いでよい

伝統医療を活用する健康保険制度の改善につき率直なご見解、ご意見をお聞かせください。
(ご自由にご意見をご記入ください。)

この度のご協力に感謝申し上げます。いただきましたみなさまのご意見、ご見解は広く公開していきたいと考えております。

私たちは、患者さん、医療関係者のみなさま、一般市民のみなさまとともに人間の尊厳が大切にされる医療の実現のため行動いたしますので、今後ともご協力くださるようお願いいたします。

平成 19 年 4 月 29 日 NPO 法人医療を考える会
東京都渋谷区代々木 2-24-7 代々木グリーンハイム 210
TEL 03-3375-6151 FAX 03-3299-5275